飯田市人形浄瑠璃施設条例

別表（第12条関係）

２　飯田市黒田人形浄瑠璃伝承館

⑴　施設

区分	午前	午後	夜間	全日	入場料金徴収の別
	午前８時30分から正午まで	正午から午後６時まで	午後６時から午後10時まで	午前８時30分から午後10時まで	
舞台	円 4,250	円 5,300	円 6,200	円 14,000	100円以上の入場料金を徴収する場合
	3,350	4,250	4,850	11,150	100円未満の入場料金を徴収する場合
	1,600	2,100	2,400	5,550	徴収しない場合
控室１	300	300	400	700	
控室２	300	300	400	700	
控室３	300	300	400	700	
控室４	300	300	400	700	
会議室	300	300	400	700	

⑵　附属設備

ア　舞台設備

名称	単位（１回当たり）	利用料金
バトン	１本	300円
平台	１台	100円

イ　照明設備

名称		単位（１回当たり）	利用料金
ボーダーライト		１式	1,120円
シーリングライト		１台	150円
持込み照明器具	１キロワット未満	１台	150円
	１キロワット以上	１台	300円

ウ　音響設備

名称	単位（１回当たり）	利用料金
拡声装置	１式	1,600円
カセットレコーダー	１台	300円
CDプレーヤー	１台	470円
持込みアンプ	１台	200円

エ　その他

名称		単位（１回当たり）	利用料金
テレビ		１台	250円
ビデオレコーダー		１台	250円
持込み電気器具	１キロワット未満	１台	150円
	１キロワット以上	１台	300円

（注）　１回とは、午前８時30分から正午まで、正午から午後６時まで及び午後６時から午後10時までの各々を１単位とし、指定管理者が許可したものをいう。